

亀山市スポーツ推進計画（改訂版）

三重県亀山市

目 次

第1章 スポーツ推進計画の改訂にあたって	1
1. 計画改訂の背景と趣旨	1
2. スポーツの意義	2
3. 計画の性格	3
4. 計画の期間	3
第2章 現状と課題	4
1. 本市における現状と課題	4
(1) スポーツに対する市民の価値観	4
(2) スポーツに取り組む機会の提供	6
(3) 子どもを取り巻くスポーツ環境	8
(4) 総合型地域スポーツクラブについて	10
(5) スポーツ指導者について	11
(6) スポーツ施設について	13
(7) 各種スポーツ団体について	15
(8) 競技スポーツについて	16
2. 前期計画の評価（重点目標に対する評価）	17
(1) 子どもたちを取り巻くスポーツ環境の充実	17
(2) 地域におけるスポーツ環境の充実	19
第3章 基本理念	20
1. 基本目標	20
2. 基本施策	20
(1) スポーツに取り組む機会の充実	22
(2) 地域のスポーツ活動の推進	23
(3) スポーツ環境の整備	24
(4) 自主的・自発的なスポーツ活動の促進	25
3. 施策の体系	26

第4章 具体的方策 28

1. スポーツ情報提供の充実 28
2. 誰もが参加できるスポーツ実施機会の充実 30
3. 子どもを取り巻くスポーツ環境の充実 32
4. 総合型地域スポーツクラブの育成 34
5. 指導者の育成・確保 35
6. スポーツ施設の整備、利用促進 36
7. 各種スポーツ団体の活動支援 38
8. 競技スポーツの奨励 39

第5章 計画の推進に向けて 40

1. 推進体制 40
2. 計画の評価と進行管理 40

第 1 章 スポーツ推進計画の改訂にあたって

1. 計画改訂の背景と趣旨

亀山市においては、本市にふさわしいスポーツ文化を創造し、今後のスポーツ振興をより総合的・効果的に推進していくための基本指針として平成 19 年 3 月に「亀山市スポーツ振興計画」を策定しました。そして、「市民一人ひとりの年齢、性別、体力、技術、目的、興味などに応じたスポーツ環境を整備・充実します。」という基本目標のもと、生涯スポーツ社会の実現のため、様々な具体的方策を展開しました。

平成 22 年 4 月には、スポーツに関する事務（学校における体育に関することを除く）を教育委員会から市長部局へ移行し、幅広い世代に対してスポーツの推進を図る体制を充実させるとともに、同年 7 月には、健康を個人の責任としてのみ捉えるのではなく、都市そのもののすべての機能で守る必要があるとする「健康都市」の考え方に賛同し、健康都市連合に加盟しました。

国においては、平成 22 年 8 月に文部科学省により、我が国の「新たなスポーツ文化の確立」を目指し、「人（する人、観る人、支える（育てる）人）の重視」と「連携・協働の推進」を基本的な考え方として、今後の我が国のスポーツ政策の基本的な方向性を示す「スポーツ立国戦略」が策定されました。

さらに、スポーツ振興法（昭和 36 年法律第 141 号）の制定から約 50 年が経過し、スポーツを取り巻く環境や国民のスポーツに対する認識が大きく変化する中で、時代にふさわしい法整備を行うことが急務であるとの認識の下、スポーツ振興法が全部改正され、平成 23 年 8 月にスポーツ基本法（平成 23 年法律第 73 号）が施行されました。

三重県では、昭和 61 年に「第 1 次三重県生涯スポーツ振興計画」を策定して以来、6 次にわたって計画を策定し、様々な取り組みが進められてきました。平成 23 年 3 月には、それまでの計画を継承・発展させ、生きがいのある生活と活力ある生涯スポーツ社会を目指して、「第 7 次三重県スポーツ振興計画」が策定され、新たなスポーツ施策の展開が図られています。

こうした状況にあって、本市では、スポーツ振興計画の中間年である平成 23 年度に、市民意識調査を実施し、計画策定当初からこれまでに実施してきた方策の進捗状況や成果を確認するとともに、市民のスポーツに関する意識や取り組み状況の分析をもとに、現状に即した見直しを行い、より一層、総合的かつ計画的にスポーツの推進を図るため、本計画を改訂しました。

なお、改訂にあたり、本計画は「亀山市スポーツ推進計画」に名称を変更しました。

2. スポーツの意義

国の「スポーツ立国戦略」等を参考とすると、スポーツの意義を次のとおり整理することができます。

【スポーツ活動自体の意義】

- ・体を動かすという人間の本源的な欲求を満たし、心を豊かにします。
- ・爽快感、達成感、他者との連帯感等の精神的充足や楽しさ、喜びをもたらします。
- ・体力の向上や精神的なストレスの発散、生活習慣病の予防など、心身の両面にわたる健康の保持増進につながります。
- ・競技者にとっては、人間の可能性を極限まで追求する営みとなります。

【スポーツの社会的な意義】

- ・コミュニケーション能力やリーダーシップの育成、克己心やフェアプレイ、チームワークの精神の涵養、自然体験活動を通じた豊かな人間性の育成等により、青少年の心身の健全な発達につながります。
- ・スポーツを通じた交流は、地域の一体感や活力を醸成し、人間関係の希薄化等の問題を抱える地域社会の再生につながります。
- ・スポーツ振興によるスポーツ産業の広がりや、新たな需要と雇用を生み、我が国の経済成長に資するとともに、スポーツによる国民の心身の健康の保持増進は、医療・介護費抑制等の経済的効果を生み出します。
- ・スポーツの国際交流は、言語や生活習慣の違いを超え、同一のルールの下で互いに競い合うことなどにより、世界の人々との相互の理解を促進し、国際的な友好と親善につながります。
- ・国際競技大会などにおける日本人選手の活躍は、我々に日本人としての誇りと喜び、夢と感動を与え、国民の意識を高揚させ、社会全体の活力となるとともに、国際社会における我が国の存在感を高めます。

スポーツ基本法の前文より

スポーツは、世界共通の人類の文化である。

国の「スポーツ立国戦略」より

スポーツは、私たちの「こころ」と「からだ」の健全な発達を促し、人生をより充実したものとするとともに、明るく豊かで活力に満ちた社会の形成に寄与する世界共通の人類の文化の一つである。

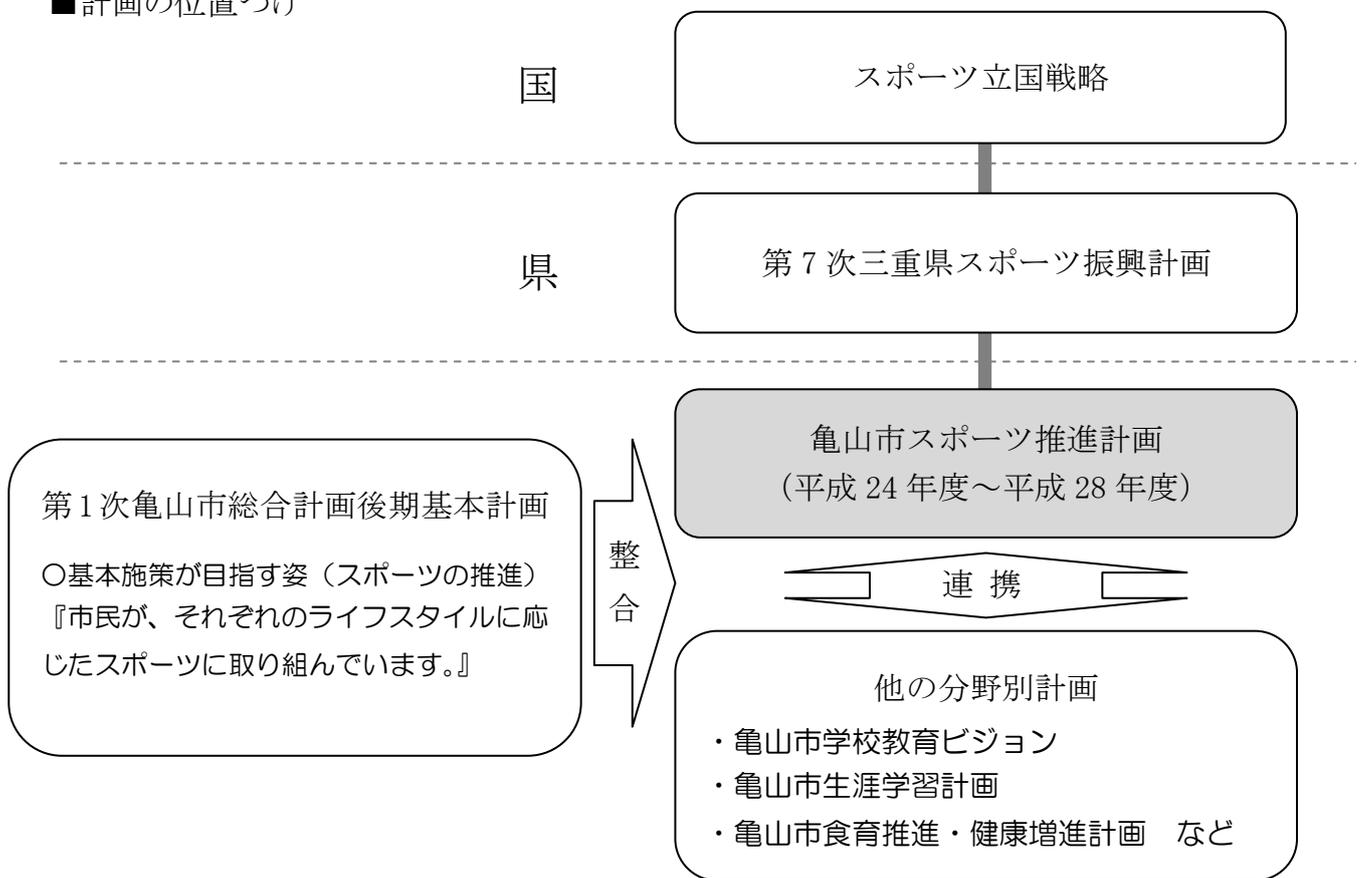
3. 計画の性格

本計画は、「第1次亀山市総合計画」を上位計画とし、本市におけるスポーツの推進の基本的な方向性を示すものです。

また、国の「スポーツ立国戦略」や県の「第7次三重県スポーツ振興計画」を尊重しつつ、スポーツ基本法第10条の規定により、本市の実情に即した計画を策定するものです。

そして、教育や健康、福祉、建設など幅広い関連部署との連携を密にし、市民や関係団体、学校、事業所、行政などが共通認識を持ち、地域社会全体でスポーツに関する取り組みを進める指針となるものです。

■ 計画の位置づけ



4. 計画の期間

平成19年度から平成23年度までの前期計画の実績を踏まえながら、平成24年度から平成28年度までの5年間を後期計画期間とします。

但し、この期間中、新たな課題や社会情勢等の変化に柔軟に対応するため、必要に応じて適宜見直しを行うこととします。

第2章 現状と課題

1. 本市における現状と課題

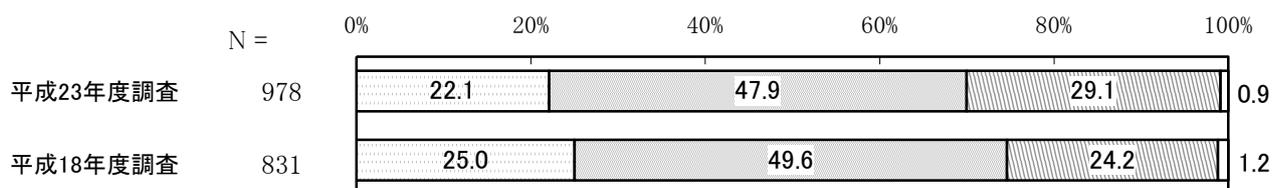
(1) スポーツに対する市民の価値観

現状

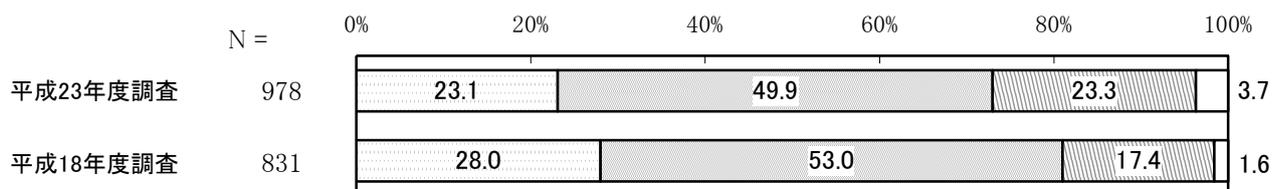
・スポーツに対する大人の価値観

「亀山市スポーツに関する意識調査（平成23年7月実施）」では、「自分で行うスポーツ」に関心を持っている人が全体の70%、「テレビや競技場で観るスポーツ」に関心を持っている人が全体の73%ありました。一方で、関心がほとんどないと思っている人が、平成18年度の調査と比較すると、「自分で行うスポーツ」では4.9ポイント、「観るスポーツ」では5.9ポイント増加しており、無関心層の拡大が見られました。

■自分で行うスポーツへの関心



■テレビや競技場で観るスポーツへの関心



□ 大いにある ■ まあまある ■ ほとんどない □ 無回答

・スポーツに対する子どもの価値観

「亀山市スポーツに対する意識調査」では、「スポーツをすることが好き、すこし好き」と答えた小中学生は、全体の81.9%、「テレビや競技場でスポーツをみるのが好き、すこし好き」と答えたのは、全体の57.9%でした。これらは、平成18年度調査と比較すると大きな差異は見られませんでした。

一方、運動クラブ、運動部活動に参加しない理由では、「やってみたいと思う種目がない」が19.8%と最も多く、次いで「スポーツが苦手（17.7%）」、「運動クラブ・運動部活動以外に文化部

活動や趣味など、やりたいことがある（16.1%）」の順となっています。平成18年度調査と比較すると、「やってみたいと思う種目がない」、「スポーツが苦手」、「スポーツが好きではない」という回答の割合が増加しており、子どものスポーツ離れが懸念されます。

・子どもの体力に対する保護者等の意識

文部科学省が行っている「体力・運動能力調査」によると、子どもの体力・運動能力は、昭和60年ごろから現在まで低下傾向が続いています。「子どもの体力向上ホームページ」では、子どもの体力低下の原因として、保護者をはじめとする国民の意識の中で、外遊びやスポーツの重要性を学力の状況と比べ軽視する傾向が進んだことにあると指摘されています。また、子どもの体力の低下は、将来的に国民全体の体力低下につながり、生活習慣病の増加やストレスに対する抵抗力の低下などを引き起こすことが懸念され、社会全体の活力が失われるという事態に発展しかねないとも指摘されています。

課 題

市民の70%以上が自分で行うスポーツに関心がある中で、週1回以上運動やスポーツを行っている市民は、計画策定時より増加しているものの、目標値の達成に向けては、さらにスポーツの意義や重要性を積極的に伝え、啓発するなど、市民のスポーツに対する価値観をより高める必要があります。

子どもたちについても、年代に応じて様々なニーズがあるため、体力、興味に応じた、より親しみやすいスポーツの実施機会を充実し、それらの情報を積極的に発信することが求められています。さらに、保護者をはじめ市民全体が、子どもの体力の重要性について、正しい認識を持ち、子どもの心と身体と知性がバランスよく成長・発達するよう見守り、育て、働きかけていくことが必要です。

また、国の「スポーツ立国戦略」においても、スポーツを実際に「する人」だけでなく、トップレベルの競技大会の観戦など、「観るスポーツ」の重視が掲げられており、市民が様々な形態（する、観る、支える（育てる））で、生涯にわたってスポーツに参加できるよう、スポーツに関する情報発信などを積極的に行うことが求められています。

(2) スポーツに取り組む機会の提供

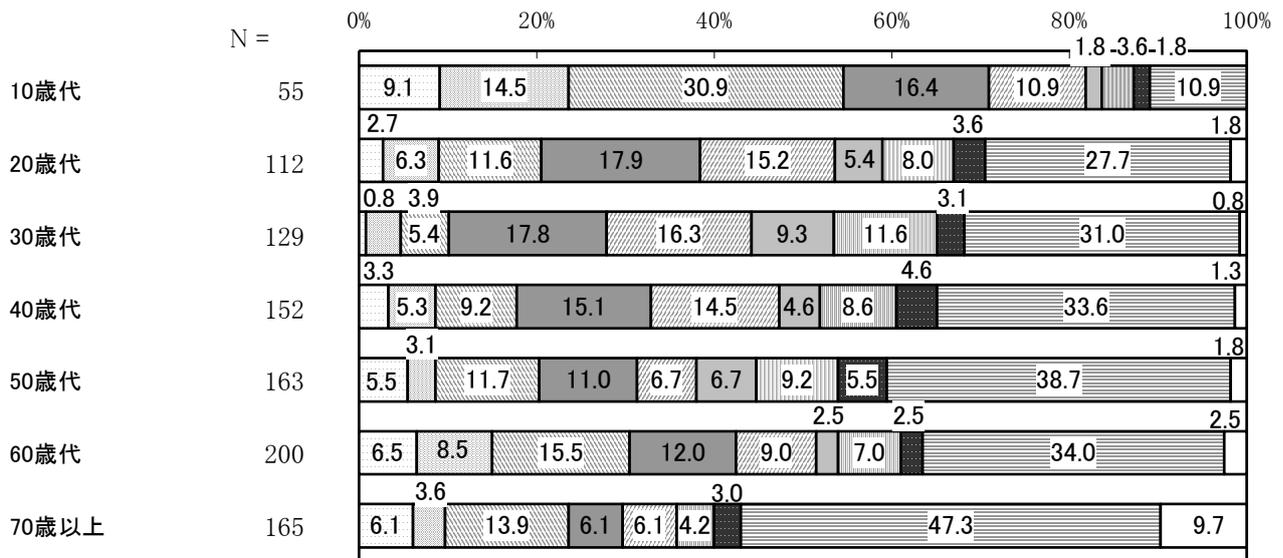
現 状

・市民のスポーツ実施率

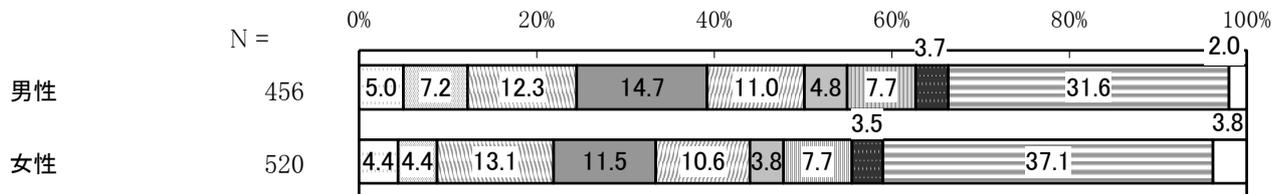
平成 22 年 8 月に示された国の「スポーツ立国戦略」では、できる限り早期に、成人の週 1 回以上のスポーツ実施率が 65%程度、成人の週 3 回以上のスポーツ実施率が 30%程度となることを目指すという目標を掲げています。

本市におけるスポーツ実施率（成人）は、「亀山市スポーツに関する意識調査」から、平成 18 年度調査時が、33.2%、平成 23 年度調査時が、34.1%とスポーツや運動に取り組んでいる人が若干増加していましたが、しかし、これは、全国のスポーツ実施率 45.3%（平成 21 年 9 月実施：内閣府「体力・スポーツに関する世論調査」）と比較すると、低い数値であり、国の目標と比べるとさらに下回っているのが現状です。

■スポーツ実施状況(年代別)



■スポーツ実施状況(男女別)



- 毎日
- ▨ 週4~6回ぐらい
- ▧ 週2~3回ぐらい
- 週1回ぐらい
- ▩ 月1~2回ぐらい
- ▨ 年4~9回ぐらい
- ▩ 年2~3回ぐらい
- 年1回ぐらい
- 運動やスポーツは行わなかった
- 無回答

・市民のスポーツ実施機会

本市では、スポーツ実施機会の提供のため、いくつかのスポーツ大会、スポーツ教室を開催していますが、「亀山市スポーツに関する意識調査」を見ると、参加したことがないという回答が多く、単発型のイベントになってしまい、地域住民の継続的なスポーツの場となっているとは言えません。

今後、どのような内容のスポーツ教室や大会、スポーツ行事等があれば参加したいかという設問では、「健康づくりが中心の行事等」が34.5%と最も多く、次いで、「体力づくりが中心の行事等（19.6%）」、「女性向けのスポーツ教室等（16.5%）」、「レクリエーションや心身のリフレッシュを目的とした行事等（16.1%）」という結果でした。

・ライフスタイルに応じたスポーツの創造

「亀山市のスポーツに関する意識調査」の中で、運動、スポーツが行なわれていない理由を男女別で見ると、男性に比べて女性で、「もっと行いたい、家族の都合・意向や家事・介護等で行えない」の割合が多くなっています。

また、現状の行政等の取り組みとして、満足度を尋ねた設問では、「高齢者、障がい者、女性のためのスポーツの調査・開発（参加しやすい環境づくり）」について、全体の30.4%の方が「不満」、「やや不満」と感じていることが分かりました。一方で、今後の取り組みとして、全体の53.1%の方が「非常に重要」、「やや重要」と回答しており、現状の満足度と今後の重要度で大きな差が見られました。

課 題

意識調査結果からも分かるように、子どもから高齢者まで、それぞれのライフスタイルに応じて、誰もが気軽に、楽しく、スポーツに親しめる機会を、地域や学校、各種スポーツ団体などと連携して継続的に提供することが必要です。そして、誰もが元気で生き生きと暮らし続けることができるよう、運動やスポーツを通じた健康づくりを推進することが必要です。

特に、高齢者や障がい者にとって、スポーツは健康増進やリハビリテーションなどに役立つとともに、楽しみや充実感をもたらすなど、豊かな暮らしを送るための重要な要素となることから、高齢者や障がい者に関するスポーツ情報の発信やスポーツに親しめる環境づくりが必要です。

また、市民のワークライフバランスを見つめ直すとともに、親子・家族で参加できるスポーツ事業の開催や託児サービスの開設を検討するなど、女性がスポーツに参加しやすい環境づくりが必要です。

(3) 子どもを取り巻くスポーツ環境

現 状

・児童生徒の体力・運動能力について

文部科学省が実施している「児童生徒の体力・運動能力調査」によると、子どもの体力・運動能力は、昭和 60 年ごろから現在まで低下傾向が続いており、現在の子どもの結果をその親の世代である 30 年前と比較すると、ほとんどの測定項目において、子どもの世代が親の世代を下回っています。一方、身長、体重など子どもの体格についても同様に比較すると、逆に親の世代を上回っています。「子どもの体力向上ホームページ」では、このように、体格が向上しているにもかかわらず、体力・運動能力が低下していることについて、身体能力の低下が深刻な状況であると指摘しています。

子どもの体力は、学習指導要領で示されている豊かな人間性や自ら学び自ら考えろといった「生きる力」の重要な要素となるものであり、子どもが体力の低下により、ますます体を動かさなくなり、一層の体力低下を招くといった悪循環に陥ることが予想され、危惧されるところです。

本市でも、前期計画に基づき、市内の児童生徒の体力・運動能力調査結果を分析し、小学校 1～3 年、小学校 4～6 年、中学校 1～3 年の男女別の 6 指標を全国平均値と比較すると、すべての指標で全国平均を下回る現状が見られることから、市内の子どもたちの基礎的運動能力の低迷が懸念されています。

・学校のクラブ・部活動について

「亀山市スポーツに関する意識調査」から、小中学生あわせて「運動クラブ、運動部活動に参加している」が 48.1%、「文化クラブ、文化部活動など、スポーツ以外のクラブに参加している」が 25.1%でした。一方、「クラブ・部活動に参加していない」が、23.9%であり、これは平成 18 年度調査と比較すると、4.6 ポイント増加しており、スポーツ活動も文化活動もしない子どもが増えています。クラブ・部活動に参加しない理由としては、「やってみたいと思う種目がない」が 19.8%、「スポーツが苦手」が 17.7%、「スポーツが好きではない」が 9.1%あり、それぞれの回答の割合が、平成 18 年度調査と比較すると増加しています。

また、学校のクラブ・部活動に参加している子どもでは、「活動にかなり満足している(42.0%)」の割合が平成 18 年度調査と比較すると、11.1 ポイント増加し、「練習時間(練習日)をもっと長く(多く)してほしい(21.2%)」という回答がある一方で、「体が疲れるので、練習時間や活動日を少なくしてほしい」が 7.1 ポイント、「趣味や勉強、または家族と過ごしたいので、練習時間や活動日を少なくしてほしい」が 6.3 ポイント増加している等、クラブ・部活動を好んでする子どもとしない子どもの二極化が進んでいます。

・子どもの学校以外でのスポーツ環境

「亀山市スポーツに関する意識調査」から、小学生でスポーツ少年団や地域の少年スポーツクラブなどに入っている子どもは、全体の 55.6% (男子 64.8%、女子 46.2%) であり、平成 18 年

度調査と比較しても、割合に大きな差異は見られませんでした。スポーツ少年団やクラブに入っていない子ども（43%）で、「学校の授業や運動クラブ以外でも、もっと（もう少し）スポーツをしたいと思っている」と答える割合が3.6ポイント減少する一方で、「スポーツは、学校の授業だけで十分である」と答える割合が9.1ポイント増加していることが分かりました。

このほか、子どもたちが健やかに育まれる環境づくりを推進するため、安心・安全な子どもの居場所づくりとして、地域の方々の参画を得て、勉強・スポーツ・文化活動・地域住民との交流活動等を行う「放課後子ども教室」が市内8校で実施されており、地域での運動やスポーツの取り組みが盛んになってきている側面も見受けられます。

課 題

一般市民の意識調査結果を見ても、多くの市民が、「子どもを取り巻くスポーツ環境の充実」が重要であると感じており、体力は、人間のあらゆる活動の源であることから、子どもたちの基礎的な体力、運動能力の向上や健全育成のため、子どもだけでなく、学校、家庭や地域などが連携して、日常生活において子どもがスポーツや運動に取り組む習慣を定着させることが重要です。

そのためには、子どもたちのスポーツ離れが懸念される中、運動の楽しさや喜びを味わいながら運動能力を高めることができる学校体育授業の展開を推進するとともに、責任感や連帯感、好ましい人間関係を形成する場となるスポーツ少年団や運動部活動への参加促進を一層進めていくことが必要です。

また、普段、スポーツや運動をあまり行わない子どもたちにも目を向け、それぞれの興味や体力、目的に応じて、身近な場所で、楽しく安全で継続的に取り組むことのできる放課後子ども教室や総合型地域スポーツクラブ等の地域のスポーツ環境を整備し、運動やスポーツに親しむ機会をより充実させることも必要です。

なお、文部科学省「幼児期における実践活動の在り方に関する調査研究」において、「生涯にわたって健康を維持し、積極的な学習活動や社会的な活動に取り組み、豊かな人生を送るためには、幼児期に望ましい生活習慣や運動習慣を身につけ、体力を培うことが重要であり、そのためには、幼児期における体を動かす機会や環境を充実させていくことが不可欠である。」と示されています。このため、幼児期に習得しておくことが望ましい基本的な動作や、生活習慣及び運動習慣を身につけるため、家庭や地域に働きかけ、協力を求めるとともに、保育園・幼稚園、小学校、中学校との連携を強化し、子どもを取り巻く大人が一体となって子どもを育てるという共通認識のもと、体力の課題に取り組むことが必要です。

(4) 総合型地域スポーツクラブについて

現 状

・ 総合型地域スポーツクラブの認知度

平成 22 年 2 月に、本市では初となる総合型地域スポーツクラブ「Let's スポーツわくわくらぶ」が関中学校区に設立され、生涯にわたり誰もが、自分自身のライフスタイルに合わせて継続的にスポーツに親しむことができる環境づくりを目指して、地域住民が主体的に取り組んでいます。

現在、子どもを対象とした初級スイミング、ゴルフ、ソフトテニス、複合スポーツ教室を、大人を対象としたアクアビクス、ヨガ、健康運動、バドミントン教室を開催しており、約 180 名の会員が、スポーツを通じて気持ちの良い汗を流しています。

「亀山市のスポーツに関する意識調査」の中で、総合型地域スポーツクラブを知っているかという設問では、「よく知っている」、「少し知っている」という「知っている人」の割合が、平成 18 年度調査と比較すると 4.7 ポイント増加しているものの、全体の 10%にとどまっており、依然として認知度が上がっていないことが分かります。

・ 総合型地域スポーツクラブの運営

総合型地域スポーツクラブは、自主的な活動と自立した運営を基本理念としています。現在のクラブは、会員の会費と行政からの支援等により運営されていますが、将来的には、今以上に会員数を増やし、自立した円滑な運営を目標としています。

有識者の意識調査結果からは、総合型地域スポーツクラブに対する考え方として、「地域住民が自主的に、かつ、自主財源を基本とした総合型地域スポーツクラブは非常に有効なので、行政は引き続き、クラブの創設やその運営を適切な範囲で支援するべきである」という回答が、全体の 58.2%を占め、平成 18 年度調査と比較すると、11.1 ポイント増加しており、総合型地域スポーツクラブのもたらす効果と円滑な運営に期待が高まっています。

課 題

総合型地域スポーツクラブは、地域の自主的な運営により、誰もが、いつでも、いつまでもスポーツに親しむことのできる場として、地域のスポーツの推進に大きく貢献するという効果が期待されています。また、総合型地域スポーツクラブの発展は、地域に住む人の生きがいづくりや交流の場となるとともに、地区コミュニティの一体感の醸成など、様々な効果も期待できます。

意識調査結果からも分かるように、スポーツの行事やイベントなどで求める内容は、それぞれのライフステージに応じて異なることから、誰もが気軽に、楽しく、様々なスポーツに親しめる機会を提供している総合型地域スポーツクラブの創設を促進するとともに、既存のクラブを育成・支援し、地域の中に、新たなスポーツ文化を構築していくことが必要です。

(5) スポーツ指導者について

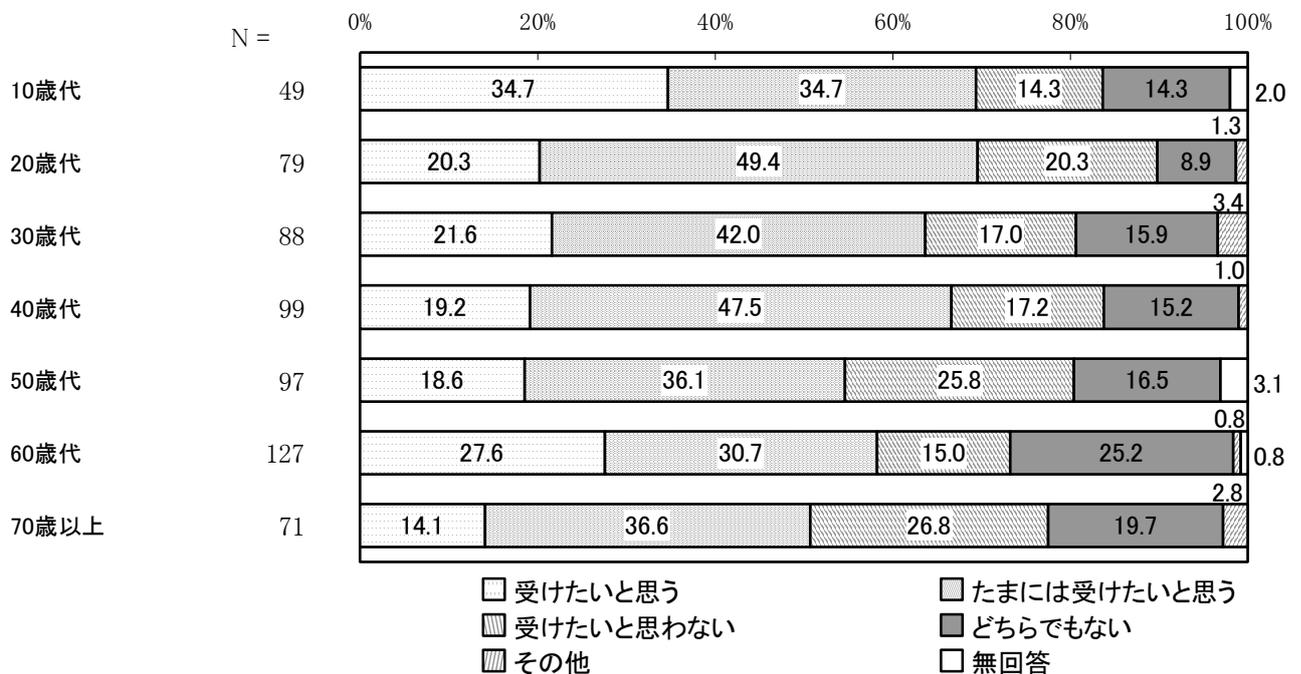
現 状

・一般市民に対するスポーツ指導の状況

「亀山市スポーツに関する意識調査」では、運動やスポーツを行う場合、「いつも指導を受けている」、「たまに指導を受けている」をあわせた指導を受けている人の割合は、全体の22.5%です。

一方、指導を受けていないと答えた73.1%の人の中で、今後指導を受けたいと思う人の割合は、51.8%となっており、平成18年度調査の「指導を受けたいが現在は受けることができない」の割合(36.8%)と比較すると、15.0ポイント増加しています。

■スポーツ指導の希望(年代別)



・スポーツ指導者の活躍の場

本市では、地域のスポーツリーダーとなって実技指導や助言を行ってもらおうよう各地域から選出された方をスポーツ推進委員に委嘱しています。また、市民のニーズに応じて、スポーツ指導を行なえるよう人材バンク制度も設置していますが、認知度の低さや市全体のスポーツ行事の開催に偏重してしまうなど、スポーツ指導者の方々が十分に活躍できる環境が整っていない現状となっています。

・運動クラブ、運動部活動での指導

全国的な状況として、小学校においては、体育の専科教員を置いている学校は少なく、学級担任が一人で指導していること、中学校においては、生徒数の減少に伴い教員数が減少していることや専門的な指導を行うことができる運動部活動等の指導者が不足していることなどが課題とさ

れており、本市においても同じような状況が認められます。

課 題

このような現状から、本市において、さらなるスポーツ推進を図っていくためには、スポーツ指導者の育成と活用は不可欠です。

スポーツ指導者には、生涯スポーツとして楽しさを上手く伝えることや競技スポーツにおける技術的な指導など様々な役割があり、また、市民のスポーツ活動が多様化していることから、それぞれのニーズに応じた指導が求められ、市内でスポーツを支える質の高い指導者を育成する必要があります。

このため、各種スポーツ団体などと連携して、指導者講習会や実技研修会の開催を支援するなど、指導者の資質向上に役立つ機会を提供することが重要です。

また、現行のスポーツ指導者に関する制度を活用し、スポーツ推進委員をはじめとした指導者が地域に根ざして、スポーツ指導活動ができるような環境をつくり、家庭や地域ぐるみで運動やスポーツを推進することが必要です。

(6) スポーツ施設について

現 状

・運動施設の整備と管理運営

施設の老朽化に伴い、平成 20 年度には、西野公園体育館の大規模改修を実施し、その他の運動施設においても老朽化や使用者のニーズに対応するための工事、修繕を計画的に行っています。学校体育施設についても、グラウンド照明の改修を計画的に実施し、市民が快適にスポーツに取り組めるよう施設の整備・維持に努めています。

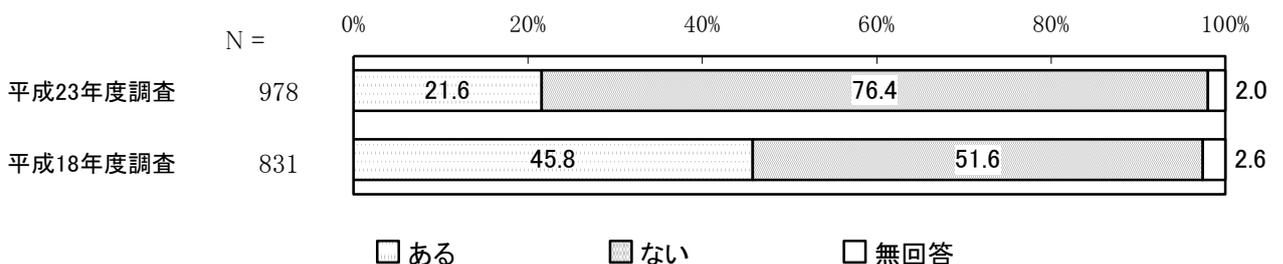
また、平成 21 年度からは、指定管理者制度を導入して、運動施設の管理運営を行っており、「水中ウォーキングセミナー」や「骨盤体操教室」など幅広い年齢層を対象とした自主事業を開催するなど、市民サービスの向上を図っています。

・運動施設の利便性

「亀山市スポーツに関する意識調査」から、市内にある運動施設の利用の有無では、「ある」が 21.6%、「ない」が 76.4%となっており、平成 18 年度調査と比較すると、「ない」の割合が 24.8 ポイント増加しています。利用しない理由としては、「使う機会がない（スポーツはしない）」が 57.0%と最も多く、次いで「施設まで遠い・交通手段が不便（12.0%）」、「使いたい時間にかけていない（9.8%）」の順となっています。

市内の運動施設をより良くするためにはという設問では、「施設・設備の充実」が 31.2%と最も多く、「利用案内など広報の充実（20.3%）」、「利用時間帯の拡大（早朝、夜間など）（14.8%）」の順となっています。

■最近 1 年間における運動施設の利用の有無



・学校体育施設の活用

地域住民の日常的なスポーツ活動の場を提供するため、本市では、亀山中学校を除く市内 13 の小中学校の運動場や体育館を夜間に開放しています。「亀山市スポーツに関する意識調査」から、学校体育施設の開放を利用したことがある人は、全体の 12.8%であり、平成 18 年度調査よりも、1.5 ポイント減少しています。

一方、平成 18 年度から 5 年間の学校開放日数の実績を見ると、年々増加し、平成 22 年度では

全校で1,958日となっており、既に制度を知って利用している人たちのスポーツ活動の場所としては、十分活用されている現状となっています。

学校体育施設を利用するにあたり改善して欲しいことでは、「利用日・利用時間の拡大・緩和」が22.4%と最も多く、次いで「利用手続きの簡略化（14.4%）」、「個人利用を認める（13.6%）」の順となっています。

課 題

意識調査結果からも、今後の行政の役割の中で、特に重要なこととして「運動施設の充実・整備」が最も多く回答されており、運動施設や学校体育施設が、市民のスポーツ活動の理想的な場となるよう、必要に応じた施設の改修などを行い、適切に維持管理していく必要があります。

また、運動施設の規模や種類を踏まえると、種目によっては、競技に対応できない場合もありますが、県や他市町の運動施設などの利用を促進していくことが求められています。

さらに、施設の利用案内など、広報を充実させるとともに、施設の利用申込などにインターネット等を活用したシステムの見直しを進め、市民の利用促進を図ることも重要です。

その他、学校体育施設については、学校教育に支障のない範囲内で利用の促進を図るとともに、公園や広場などの身近な場所で、気軽にスポーツを楽しむことができる環境づくりが必要です。

(7) 各種スポーツ団体について

現 状

・本市のスポーツを支える団体について

本市には、亀山市体育協会、亀山市スポーツ少年団体連絡協議会、亀山市レクリエーション協会を中心に、様々な団体が活動しており、それらの活動は、個人の資質や競技力の向上から健康な体づくりや仲間との交流の場づくりに至るまで、様々な側面から本市のスポーツ文化を支えています。

また、平成 23 年 4 月には、各種スポーツ団体の連携を密にし、団体の活性化を図ることで、市民のスポーツの振興に寄与することを目的に、体育協会、スポーツ少年団体連絡協議会、レクリエーション協会の活動を支援する亀山スポーツ連合会が新たに組織されました。このことにより、これまで以上に、団体間の相互連携や情報交換が図られるとともに、それぞれの団体の自立した自主的・自発的な活動が行なわれています。

・スポーツイベントの形態

体育協会、レクリエーション協会や協会加盟団体、また、それらで構成する実行委員会では、「市民体育大会」や「江戸の道シティマラソン」、「あそびフェスタ」など様々なスポーツ大会やスポーツイベントを行っています。

その一部には、教室事業や大会に備えた練習もありますが、多くは単発的なものや限られた人が参加するものが多く、多くの市民がスポーツに親しめるような、スポーツ実施機会の提供が少ないのが現状です。

・スポーツ少年団への加入率

本市における平成 22 年度の小学生のスポーツ少年団加入率は、17.0%であり、男女別に見ると、男子は 24.2%の入団がある一方、女子は 9.5%の入団にとどまっています。これらの現状値は、平成 18 年度調査と大きな差異が見られず、横ばい状態でした。

課 題

このような現状から、今後も、各種スポーツ団体が、自主的・自発的な活動を活発に行うとともに、必要に応じて、それぞれが連携・協働することで、市民ニーズを把握したスポーツの実施機会の提供など、市民の誰もが気軽に参加できるスポーツ環境づくりのために重要な役割を担うことが期待されています。

また、これらの団体が、より一層自立した運営を進め、継続的、計画的に活動ができるよう、また、若い担い手の確保など団体の活性化を図るためにも、行政には、市内のスポーツを支える各種スポーツ団体の育成、充実に向けて、継続した支援が求められています。

(8) 競技スポーツについて

現 状

・トップアスリートの輩出状況

個人や団体の競技力が向上し、様々なトップレベルのスポーツ大会で活躍する姿は、市民に夢や希望を与えるとともに、スポーツへの関心や意欲を高めることに繋がります。

本市では、陸上競技や野球、サッカー、ウエイトリフティング、柔道など多種目にわたり、トップアスリートを輩出しています。

・トップアスリートへの支援

本市では、アマチュアスポーツの振興と競技力の向上を図ることを目的に、スポーツ競技の東海・全国・国際大会へ出場する選手及び監督等に対して、激励金を支給することで、それぞれの競技スポーツ活動を支援しています。

各種大会に出場した選手等は、激励金の交付実績から見ると、平成 18 年度から平成 21 年度までは、毎年 200 名前後で推移していましたが、平成 22 年度は 147 名でした。

一般市民の意識調査結果を見ると、市民のスポーツ競技力・技術力の向上について、行政は力を注ぐべきだと思う人が、全体の約 70%となっている一方、激励金を支給する制度の認知度は、全体の約 16%であり、行政の支援策が市民に浸透していないことが分かりました。

・児童及び生徒への支援

本市では、児童及び生徒がスポーツ競技の全国大会に出場する場合には、児童及び生徒の保護者の負担軽減を図るとともに、スポーツの振興に寄与することを目的に、大会出場に要する旅費の一部を補助しています。

課 題

今後は、本市の競技スポーツレベルを向上させるため、体育協会やスポーツ少年団などの各種スポーツ団体と連携を図り、各種の大会で活躍できるようなトップアスリートを育成することが必要です。

また、競技者がスポーツ活動に邁進できるような環境づくりや継続した支援も必要です。その他、個人の性別や発達段階に応じた適切な指導が行なわれるよう、各種スポーツ団体と連携を図り、指導者の指導力向上を図ることが重要です。

そして、トップアスリートの活躍する姿を観ることで、市民は夢と希望と感動を与えられ、スポーツへの関心が高まり、自らスポーツに参加する意欲を高めることができることから、トップレベルの競技スポーツを身近に感じられるような場を創出することが重要です。

2. 前期計画の評価(重点目標に対する評価)

(1) 子どもたちを取り巻くスポーツ環境の充実

具体的目標①

本市における「児童生徒の体力・運動能力調査」の結果を注視し、小学1年生～3年生、小学4年生～6年生、中学生のそれぞれ男女別（6指標）の平均値を全国平均値と比較するとともに、それぞれが段階的に上昇傾向を示すことを目指す。

検証結果

平成18年度から平成22年度までの5年間に本市で実施された「児童生徒の体力・運動能力調査」の測定結果を検証したところ、小学1年生～3年生、小学4年生～6年生、中学生のそれぞれ男女別（6指標）の平均値は、いずれも全国平均値を下回る結果でした。

また、本市の平均値自体は、小学生低学年（女子）、中学生（男子・女子）の3指標で段階的に上昇傾向を示していたものの、小学生低学年（男子）では、横ばい状態、小学生高学年（男子・女子）では下降傾向を示す結果でした。

「平均値」とは・・・

各測定項目において、その記録を得点化することができ、全測定項目で得た得点を合計することにより、児童一人一人の調査結果を得点化することができます。そして、全児童生徒の平均値を測定することができます。例えば、小学生の男子児童が、握力で12kgの測定結果を得た場合、得点は5点であり、8項目において全て5点であった場合、その児童の得点は40点となります。

■ 「児童生徒の体力・運動能力調査」に基づく平均値の比較（6指標別）

小学生低学年

男子

	H18～H20 平均値	H19～H21 平均値	H20～H22 平均値
亀山市	35	36	34
三重県	36	35	36
全 国	38	38	38

女子

	H18～H20 平均値	H19～H21 平均値	H20～H22 平均値
亀山市	33	33	34
三重県	35	37	35
全 国	36	37	36

小学生高学年

男子

	H18~H20 平均值	H19~H21 平均值	H20~H22 平均值
亀山市	53	53	52
三重県	52	54	53
全 国	56	54	56

女子

	H18~H20 平均值	H19~H21 平均值	H20~H22 平均值
亀山市	51	51	50
三重県	54	54	54
全 国	56	54	57

中学生

男子

	H18~H20 平均值	H19~H21 平均值	H20~H22 平均值
亀山市	36	36	39
三重県	39	39	40
全 国	40	40	41

女子

	H18~H20 平均值	H19~H21 平均值	H20~H22 平均值
亀山市	43	44	45
三重県	45	44	47
全 国	48	47	48



(2) 地域におけるスポーツ環境の充実

具体的目標②

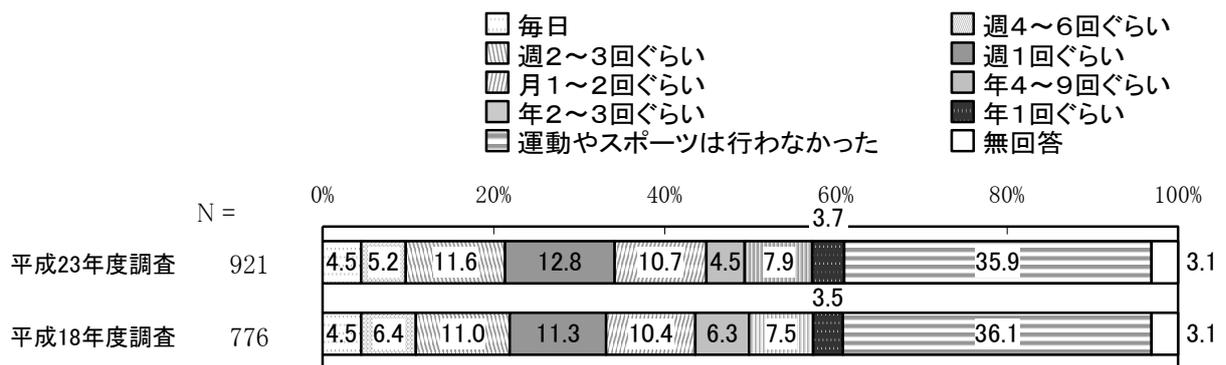
成人の週1回以上のスポーツ実施率(平成28年度(2016年度))を40%以上とする。
(平成18年度の現状値33.2%)

検証結果

平成23年度に実施した「亀山市スポーツに関する意識調査(一般市民)」によると、本市における「成人の週1回以上のスポーツ実施率」は、34.1%という結果が出ており、策定当時(平成18年度調査)よりも、0.9ポイント増加していました。

なお、それぞれの意識調査の回収状況は、平成18年度が41.1%の回収率(2,020通発送)、平成23年度が48.8%の回収率(1,992通発送)でした。

■成人のスポーツ実施率の比較



成人の週1回以上運動やスポーツを行っている人
 ・平成23年度 34.1% ・・・・0.9ポイント増加
 ・平成18年度 33.2%

前期計画の評価

スポーツの推進については、前述の2つの重点目標に対する検証結果を踏まえると、一応の成果は確認できますが、目標の達成には、これまで以上にスポーツに関する施策を総合的かつ計画的に推進することが必要です。

第3章 基本理念

1. 基本目標

スポーツは、人格の形成、体力の向上、健康・長寿の礎であるとともに、地域の活性化や、スポーツ産業の広がりによる経済的効果など、明るく豊かで活力に満ちた社会を形成する上で欠かすことのできないものです。

市民がスポーツに親しみ、スポーツを楽しみ、スポーツを支え、そしてスポーツを育てることで、スポーツの持つ多様な意義や価値が地域全体に広く共有されるよう、今後は、本市のスポーツ文化を継続して、発展させていかなければなりません。

前章の現状と課題及び前期計画の評価を踏まえると、子どもたちや高齢者、女性など年齢や性別に応じたスポーツ環境の整備が、これまで以上に必要であると考えられます。市民一人ひとりが、個々の体力、技術、目的、興味などに応じて、積極的にスポーツに取り組み、健康で、生き生きと輝く生活を営めるよう、スポーツの推進により目指す姿を見据え、基本目標の実現に取り組みます。

【基本目標】

～市民一人ひとりの年齢、性別、体力、技術、目的、
興味などに応じたスポーツ環境を整備・充実します。～

【スポーツの推進により目指す姿】

市民が、それぞれのライフスタイルに応じたスポーツに取り組んでいます。

2. 基本施策

基本目標「市民一人ひとりの年齢、性別、体力、技術、目的、興味などに応じたスポーツ環境を整備・充実します。」を実現するため、今後5年間に取り組む4つの基本施策を位置づけ、それぞれに目標となる成果指標を設定します。

- (1) スポーツに取り組む機会の充実
- (2) 地域のスポーツ活動の推進
- (3) スポーツ環境の整備
- (4) 自主的・自発的なスポーツ活動の促進

■基本理念のイメージ

【スポーツの推進により目指す姿】

市民が、それぞれのライフスタイルに応じたスポーツに取り組んでいます。

[具体的なイメージ]

- ・いつでも、気軽に、楽しくスポーツや運動を行っている。
- ・地域で、子どもから高齢者までが、仲良くスポーツや運動に親しんでいる。
- ・身近な安心できる場所で、快適にスポーツを行っている。
- ・スポーツにより、夢や希望を持って、元気に輝いている。

【基本目標】

～市民一人ひとりの年齢、性別、体力、技術、目的、
興味などに応じたスポーツ環境を整備・充実します。

【基本施策】

スポーツに取り組む
機会の充実

地域のスポーツ
活動の推進

スポーツ環境の整備

自主的・自発的な
スポーツ活動の促進

(1) スポーツに取り組む機会の充実

本市では、様々なスポーツ大会や教室などを開催していますが、今後は、だれもが参加しやすいスポーツ活動の機会づくりが必要です。

成果指標	現状値	目標値
成人の週1回以上のスポーツ実施率	34.1% (平成23年度調査)	40%以上 (平成28年度調査)

【成果指標の検証方法】

「亀山市スポーツに関する意識調査（一般市民向け）」の集計結果により、本市における「成人の週1回以上のスポーツ実施率」は34.1%（921人の有効回答者（無回答・非該当、10歳代は除き、年齢不明者は成人扱いとした）の内、314人が週1回以上実施していると回答）という数値になりました。平成28年度においても同様の調査を行い、目標を達成したか否かを検証します。

その際、意識調査票の表現や選択肢、調査の実施時期、対象者などについては、平成18年度、23年度のもの踏襲するようにし、数字的に意味をなさない調査とならないよう留意する必要があります。なお、対象者の抽出条件は平成23年度のものと同様とするものの、調査人数はこれに限らず、また同一の個人に調査するものではなく、新たに無作為に抽出することとします。

「現状値 34.1%」が意味するもの

平成23年7月1日現在の20歳から80歳の人口は37,630人であり、その34.1%にあたる12,832人が週1回以上スポーツを実施しているという計算が成り立ちます。

「目標値 40%以上」が意味するもの

平成28年度の20歳から80歳の人口を総合計画の将来人口推計等を基に38,650人と仮定すると、この割合を40%以上とするためには、15,460人以上が週1回以上スポーツを実施している必要があることとなります。

つまり、40%以上という目標値は、単純比較すると、平成23年度より週1回以上スポーツを実施している人数を、おおよそ2,630人程度（15,460人－12,832人＝2,628人）増やすことを意味しています。

(2) 地域のスポーツ活動の推進

日常的にスポーツに取り組むことは、健康で充実した生活を送るうえで重要ですが、多くの市民は、スポーツに関心を持ちながらも、取り組めていない状況にあります。また、子どもたちの体力低下も懸念されています。市民の健康な体づくりや子どもの体力向上のためには、家庭や地域が一体となって、スポーツや運動に取り組む環境づくりが大切です。

成果指標	現状値	目標値
本市における「児童生徒の体力・運動能力調査」の結果に基づく、小学1年生～3年生、4年生～6年生、中学生のそれぞれ男女別の平均値（6指標）	小学生（低学年） 男子：34 女子：34	全国平均値以上を目指し、本市の平均値が段階的に上昇傾向を示す。
	小学生（高学年） 男子：52 女子：50	
	中学生 男子：39 女子：45 (平成20～22年度の平均値)	

【成果指標の検証方法】

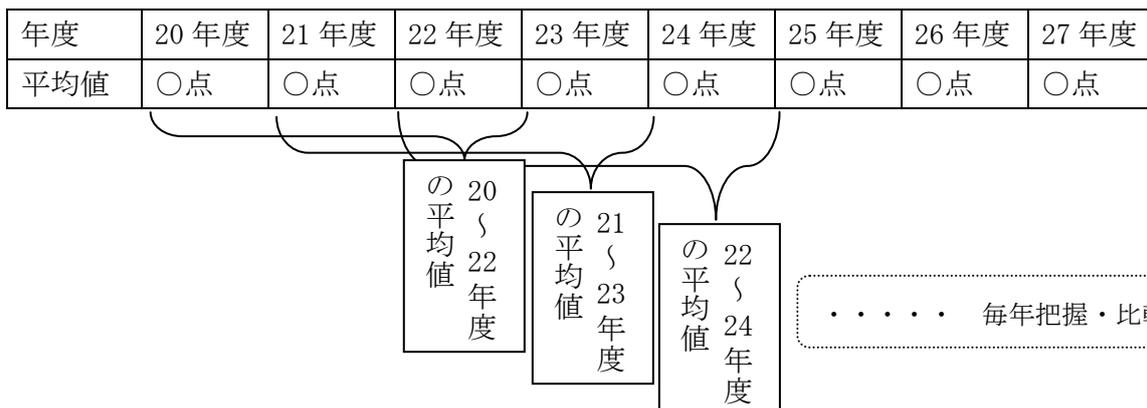
文部科学省が実施している「児童生徒の体力・運動能力調査」について、毎年度、市内小学校3～4校、市内中学校1校が調査校に指定されており、3年間で市内の全校が調査指定を受けることが通例となっています。調査指定を受けた学校については、調査した児童生徒の中から無作為に抽出した指定人数分のデータを三重県教育委員会に提出し、全国のデータに反映されています。

本市における児童生徒の体力・運動能力に関する現状を把握するため、調査指定を受けた学校については、全児童生徒を対象に調査することとし、学校はその全員の結果を市教育委員会に提出し、市内全児童生徒の調査結果を年次的に比較することとします。

この場合において、単年度の調査結果は4～5校の特定の学校における数値になることから、3年間の平均値を集計・算出することにより、市内全児童生徒の調査結果を年次的に比較することとします。（下図参照）

なお、調査方法や調査校数などが変更された場合は、それに対応して、有効に年次比較ができるよう考慮することが必要になります。

■ 図



(3) スポーツ環境の整備

市内の運動施設については、指定管理者制度による管理運営を行っていますが、今後も施設を適切に維持管理するとともに、学校体育施設や公園等の活用も視野に入れた市民の利用しやすい環境づくりが求められています。

成果指標	現状値	目標値
市内の主な運動施設の利用率	70.6% (平成22年度末)	75.0% (平成28年度末)

【成果指標の検証方法】

調査対象施設の利用日数の合計を、施設の開放日数（施設が工事等で利用できない日は除く）の合計で除した数値を、利用率として算出しています。

調査対象施設は、以下のとおりとします。

西野公園	体育館（トレーニングルームを含む）
	野球場
	運動広場
	庭球場
	プール
亀山公園	庭球場
東野公園	体育館
	ソフトボール場
	運動広場
	ゲートボール場
観音山	テニスコート
関B&G海洋センター	体育館（トレーニングルームを含む）
	プール
関総合スポーツ公園	多目的グラウンド

※亀山公園野外ステージ、会議室、ミーティングルームは、調査対象外とします。

(4) 自主的・自発的なスポーツ活動の促進

市内には、自主的・自発的にスポーツ活動に取り組んでいる体育協会やレクリエーション協会など様々な団体があります。これらの団体が、連携・協働し、継続的・計画的なスポーツの振興に取り組み、一層の活動の活性化を図ることが求められています。

また、個人や団体がスポーツ大会等で活躍する姿は、市民に夢や希望を与えるとともに、スポーツへの関心や意欲を高めることに繋がることから、競技スポーツに励む個人や団体を支援し、自主的なスポーツ活動を促進する必要があります。

成果指標	現状値	目標値
スポーツ関連団体の構成者数	4, 3 2 6 人 (平成 22 年度末)	4, 5 5 0 人 (平成 28 年度末)

【成果指標の検証方法】

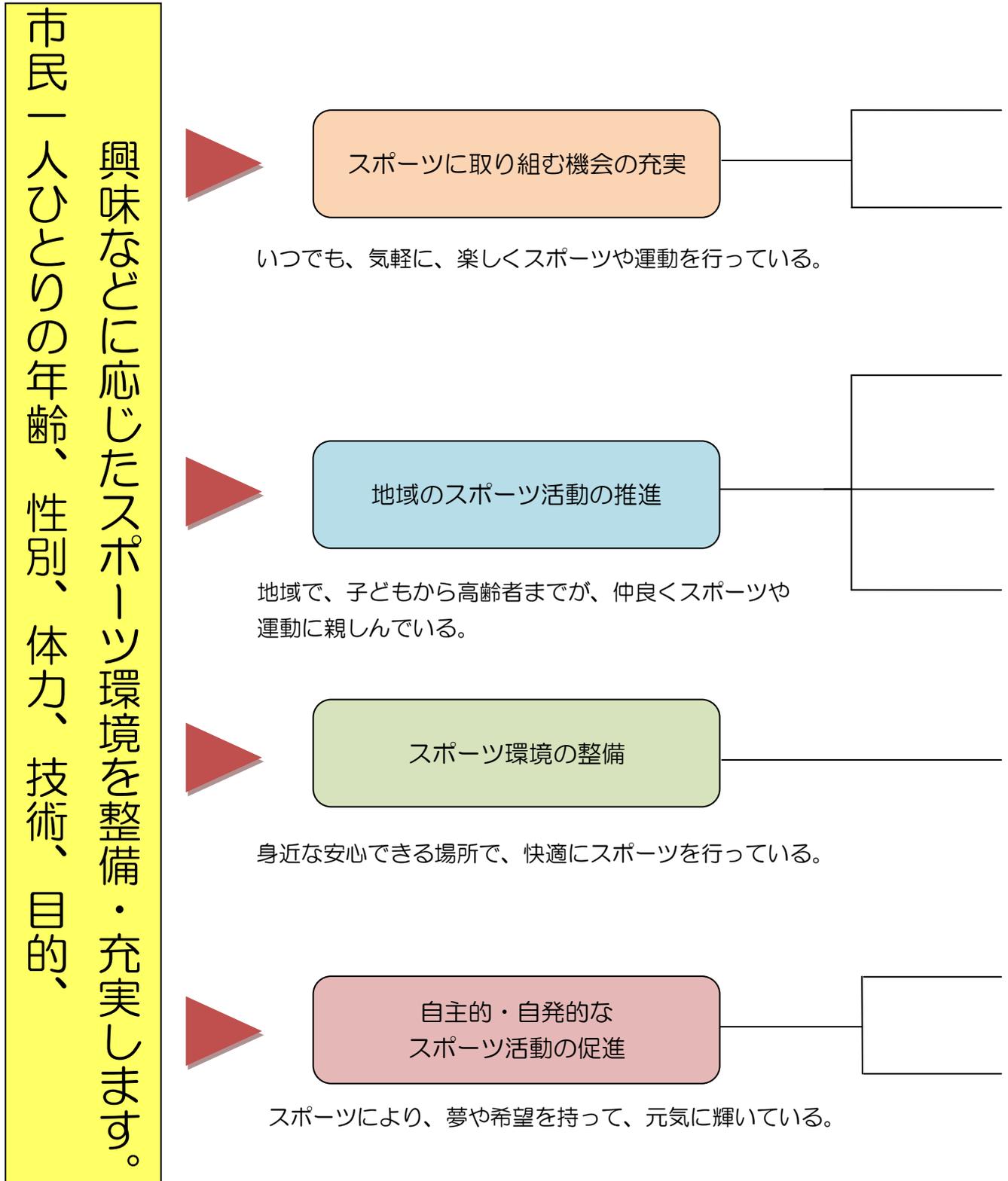
スポーツ関連団体とは、体育協会、スポーツ少年団体連絡協議会、レクリエーション協会、総合型地域スポーツクラブ及び学校体育施設開放事業登録団体とし、成果指標の検証は、これら団体の構成者数を合計して算出します。

3. 施策の体系

本計画における4つの基本施策の中で掲げた目標を達成するため、具体的な方策を総合的かつ計画的に展開していきます。

基本目標

基本施策



【国のスポーツ立国戦略の基本的な考え方】	1. 人(する人、観る人、支える(育てる)人)の重視 2. 連携・協働の推進
----------------------	---

具体的方策

施策の内容

スポーツ情報提供の充実	<ul style="list-style-type: none"> ●スポーツ情報内容の充実 ●各種の情報媒体を活用した情報発信
誰もが参加できるスポーツ実施機会の充実	<ul style="list-style-type: none"> ●ライフステージに応じたスポーツ実施機会の提供 ●障がい者のスポーツ参加の推進 ●女性のスポーツ参加の推進
子どもを取り巻くスポーツ環境の充実	<ul style="list-style-type: none"> ●学校体育活動の充実 ●クラブ活動・部活動の充実 ●身近で、安心安全なスポーツや運動の場づくり
総合型地域スポーツクラブの育成	<ul style="list-style-type: none"> ●総合型地域スポーツクラブの育成・支援
指導者の育成・確保	<ul style="list-style-type: none"> ●指導者の育成支援 ●指導者の登録・活用 ●スポーツ推進委員の活動の充実 ●スポーツ医・科学の活用
スポーツ施設の整備、利用促進	<ul style="list-style-type: none"> ●運動施設の安心安全で快適な整備の推進 ●運動施設の適正な管理運営 ●学校体育施設や公園の整備と活用
各種スポーツ団体の活動支援	<ul style="list-style-type: none"> ●各種スポーツ団体の育成・支援
競技スポーツの奨励	<ul style="list-style-type: none"> ●競技スポーツレベルの向上 ●トップアスリートとの交流 ●トップレベルの大会の開催促進

第4章 具体的方策

1. スポーツ情報提供の充実

市民が豊かなスポーツライフを送るために、スポーツイベントや教室の周知を図ったり、施設の利用方法・利用状況や施設の概要を紹介したり、スポーツや健康増進・体力向上に関する情報など多様化するニーズに応じたスポーツ情報を提供します。

また、広く一般にスポーツに関する情報を発信することにより、スポーツの意義や重要性に対する理解を深めるとともに、スポーツに対する興味や意識を高め、市民がよりスポーツに親しみ、より健康で豊かな生活を送ることにつながります。

前章で述べたような目標を達成するためには、スポーツ情報を発信し、スポーツの重要性を市民に啓発することが、どの方策にも増して重要であるという認識を持ち、広報「かめやま」、ホームページ、ケーブルテレビなど様々な媒体を活用して、幅広く効果的なスポーツ情報を提供します。

【具体的な取り組み】

●スポーツ情報内容の充実

- ・スポーツイベントや各種教室・研修会などの情報を発信します。
- ・自宅で気軽に行えるような、健康管理や体力向上に効果的な運動などを紹介します。
- ・運動施設の利用方法や利用状況、施設の概要について、情報を提供します。
- ・スポーツの意義や重要性を紹介し、市民のスポーツに対する意識・価値観を高められるような情報を発信します。
- ・各種スポーツ団体などと連携して、障がい者や女性のスポーツの普及啓発に努め、それらに関する情報の提供に努めます。
- ・各種スポーツ団体の活動や市内のトップアスリートの活躍など、多くの人が興味を持ってもらえる情報の提供に努めます。
- ・スポーツ推進施策（学校体育施設開放事業や激励金支給制度など）の活用が図られるよう積極的に広報します。

●各種の情報媒体を活用した情報発信

- ・広報かめやまやホームページ、ケーブルテレビなどを利用した、市民に分かりやすく入手しやすい情報の提供に努めます。
- ・各種スポーツ団体が発行する機関誌などを通じて、様々なスポーツ情報が提供されるよう働きかけます。

2. 誰もが参加できるスポーツ実施機会の充実

スポーツ活動に対する市民のニーズは多様化しており、今後は、ニーズを反映したスポーツイベント・大会やスポーツ教室をこれまで以上に充実し、スポーツ活動が健康づくりに繋がることも視野に入れて、だれでも、いつでも、どこでも、いつまでもスポーツや運動ができるようスポーツへの参加機会を拡大していきます。

また、スポーツは、障がい者の生涯にわたっての楽しみや充足感をもたらし、社会参加を促進する手段ともなりえるなど、豊かな暮らしを送る重要な要素であることから、障がい者がスポーツを行うための環境整備に努めます。

さらに、女性のスポーツ実施率は男性よりも低く、子育てや家事の影響でスポーツや運動を行いたいが、行えないという現状から、女性が参加しやすいスポーツ環境づくりに努めます。

【具体的な取り組み】

● ライフステージに応じたスポーツ実施機会の提供

- ・各種スポーツ団体などと連携して、市民のニーズに応じた各種スポーツ大会や教室を開催します。
- ・初心者や楽しみ志向の人が、気軽に参加でき、健康づくりや交流の場の創出に繋がる、全市民が関われるようなスポーツフェスティバルやイベントなどを開催します。
- ・高齢者でも無理なく安心して運動やスポーツ活動を行うことができる環境づくりを進めます。
- ・健康づくりや生きがいづくりのため、ウォーキング、健康体操、ニュースポーツなど、誰もが気軽に取り組める運動やスポーツ活動の推進を図ります。
- ・誰でも参加しやすく、継続的なスポーツ活動の場を創出できるよう、各種スポーツ団体や地区コミュニティなどに働き掛けます。

● 障がい者のスポーツ参加の推進

- ・健常者と障がい者が交流できるような大会など、障がい者スポーツイベントの開催の支援に努めます。
- ・ねんりんピック、パラリンピックの出場者には、激励金を支給し、その活動を支援します。

●女性のスポーツ参加の推進

- 子育て中の女性などがスポーツ活動に参加できるように、託児サービスを併設するなど、スポーツ環境の整備に努めます。
- 女性が、スポーツクラブの運営や様々なスポーツ活動、スポーツイベント、スポーツ行政などへ参画するよう呼び掛けます。

3. 子どもを取り巻くスポーツ環境の充実

学校体育や運動部活動、各種スポーツ団体等での活動を充実させ、子どもが日常的にスポーツ活動をするための習慣付け、子どもの体力・運動能力の向上を図ります。

また、子どもが近くの公園や広場などにおいて、友達同士での外遊びが日常的に行えるような、安心して安全な環境を整備することに努めます。

そして、スポーツや運動は、体力の向上だけでなく、心身の両面にわたる健全な発達に寄与するとともに、良好な人間関係を育む力や、豊かに育つための人間力の向上につながることから、学校、家庭、地域、各種スポーツ団体が一体となって、すべての子どもが、身近で気軽にスポーツや運動に取り組むことができるような環境づくりに努めます。

【具体的な取り組み】

●学校体育活動の充実

- ・本市における児童生徒の新体力テストの結果を毎年度集計し、子どもたちの体力の現状を把握し、その向上に努めます。
- ・体育の授業をはじめとする学校教育活動全体を通じて、豊かなスポーツライフの基礎を培い、体力の向上を図るとともに、体を動かすことを楽しみ、スポーツや体力向上に自ら積極的に取り組む姿勢を育むよう、学校の取り組みを促します。
- ・学習指導要領に沿った体育の授業の展開や、楽しみ志向や競技志向の生徒への対応など、学校における体育活動の充実に努めます。

●クラブ活動・運動部活動の充実

- ・地域のスポーツクラブや運動部活動において、子どもたちが、体を動かすことを楽しみ、スポーツに親しんで、運動能力を向上させるとともに、活動を通じて、対人適応能力や社会適応能力が身に着くよう、クラブ活動や運動部活動への参加促進を呼び掛けます。
- ・運動部活動の充実を図るため、必要に応じて地域の指導者を活用したり、地域のスポーツ活動と連携するなどの取り組みを進めます。

●身近で、安心安全なスポーツや運動の場づくり

- ・幼少期から、スポーツへの関心が高まるよう、多様なスポーツの体験機会の

提供に努めます。

- 親子で一緒に体を動かしたり、友達と外で遊んだりして、体力づくりや仲間づくりができるような地域での外遊びや運動の機会の提供に努めます。
- 子どもたちが安心安全に外遊びやスポーツ活動を実施できるよう、公園設備の安全確保や地域防犯力の向上などに努めます。
- 子どもたちの健全育成、さらには地域の連帯感の向上に資するため、「総合型地域スポーツクラブ」や「放課後子ども教室」など、子どもたちがスポーツを通じて多くの地域の人々と関わり合いを持てるような環境整備に努めます。

4. 総合型地域スポーツクラブの育成

ライフスタイルの変化や高齢化が進展する中で、生涯にわたり健康で充実した暮らしを送るため、スポーツや運動に対する関心やニーズが高まっています。

地域で、スポーツに対する住民の関心やニーズを把握し、それらを反映したスポーツ活動、スポーツ事業を展開し、地域におけるスポーツ文化を育て、日常生活の中にスポーツを定着させることが重要です。

このためには、だれもが、いつでも、いつまでも、気軽にスポーツに取り組むことができる総合型地域スポーツクラブの活発な活動が期待されています。クラブでの活動は、健康づくりや生きがいづくり、地域交流の場となるなど様々な効果を市民にもたらすことから、今後も総合型地域スポーツクラブを育成、支援していきます。

【具体的な取り組み】

●総合型地域スポーツクラブの育成・支援

- ・クラブ設立準備段階や設立後の運営に対して、財政面の支援や助言を行います。
- ・クラブの円滑な運営に必要な熱意と知識・技術を有する人材（クラブマネージャー等）の育成・確保のために、研修会等の情報を提供します。
- ・クラブの存在意義や価値など、クラブに対する市民の理解を深め、認知度の向上を図るため、積極的な情報提供に努めます。
- ・クラブの活動拠点となる施設を所管する部署等へクラブの理解を促し、それらとクラブの連携調整を図ります。

5. 指導者の育成・確保

多様な市民のスポーツニーズに対応し、対象者のレベルに応じた理想的な指導が行なわれるよう、各種スポーツ団体などと連携して、高い指導技術や幅広い知識、実技技能を有するスポーツ指導者の育成・確保を図ります。

また、スポーツ指導者に関する情報を集約し、地域レベルでのスポーツ活動の推進などに、積極的に指導者を活用できるような体制づくりを進めます。

特に、子どもを対象とする場合には、①子どもを運動やスポーツ好きにする、②様々な競技種目に接する機会をつくる、③レクリエーション活動などを取り入れるなどの観点を取り入れます。

【具体的な取り組み】

●指導者の育成支援

- ・各種スポーツ団体などに働き掛け、講習会や研修会などの機会を通じて、指導者の育成を支援します。

●指導者の登録・活用

- ・指導者の「人材バンク」への登録を促進するとともに、その活用が図られるよう、幅広く制度の周知を図ります。
- ・学校における運動部活動の活性化のため、専門的で効果的な練習を行うことができるよう教員など指導者の資質向上に努めます。
- ・部活動に参加する生徒に対して適切な指導が行われるよう、外部指導者の活用など地域との連携に努めます。

●スポーツ推進委員の活動の充実

- ・スポーツ推進委員としての資質の向上と技能の取得を図るため、定期的な研修会などへの参加を推進します。
- ・地域スポーツを推進するトップリーダーとして、地域のスポーツ活動にスポーツ推進委員が積極的に関われるような環境づくりに努めます。

●スポーツ医・科学の活用

- ・スポーツ傷害の防止から競技力の向上まで、スポーツ医・科学の手法や考え方を取り入れて、市民にスポーツ指導を行なえるような、指導者の育成に努めます。

6. スポーツ施設の整備、利用促進

市内には、西野公園、東野公園、関B&G海洋センターなどの運動施設をはじめ、各学校のグラウンドや体育館などの学校体育施設、地域の公園などのスポーツ施設があります。

これらのスポーツ施設は、市民のスポーツの推進を図る上で、必要不可欠な基盤となるものであり、安心して安全に利活用できるよう施設・設備の更新や改修などを行います。

また、市民が快適にスポーツに取り組めるよう、市民サービスの向上に配慮した管理運営に努めるとともに、施設の利用方法など、必要に応じて制度やシステムを改善し、スポーツ施設の利用促進を図ります。

【具体的な取り組み】

●運動施設の安心安全で快適な整備の推進

- ・利用者アンケートなど市民ニーズを反映した、快適な利用環境を提供できるよう施設整備に努めます。
- ・既存施設の老朽化など、利用環境が維持できるよう、継続的な整備・修繕などを行い、施設の安全確保を図ります。
- ・高齢者や障がい者に配慮した施設のバリアフリー化を推進するとともに、災害時の避難所機能を確保するための施設整備を推進します。
- ・トップレベルの競技スポーツが実施できるよう、競技種目の専門的な視点から見た施設整備に努めます。
- ・今後本県において、全国規模の大会の開催が見込まれることから、ソフトボール場の改修、体育館の空調設備の整備など、円滑な大会運営ができるような施設整備に努めます。

●運動施設の適正な管理運営

- ・運動施設は、指定管理者による効果的な運営を図るなど、市民が公平に、快適に利活用できるよう適正な管理運営に努めます。
- ・運動施設については、インターネット等により利用申込みができるようなシステムの改善を図り、利用促進に努めます。
- ・鈴鹿スポーツガーデンなど県営スポーツ施設や他市町のスポーツ施設などと連携を図り、スポーツの場の充実に努めます。
- ・高齢者などが容易に集えるよう、運動施設への交通アクセスの確保に努めま

す。

●学校体育施設や公園の整備と活用

- ・地域住民のスポーツの場・交流の場となる学校体育施設の整備・充実に努めるとともに、必要に応じて利用方法や制度・システムの改善を検討し、学校活動に支障のない範囲で施設の活用を促進します。
- ・地域の公園については、子どもたちの外遊びの場として、かつ、スポーツや運動を通じた地域交流の場として活用できるよう整備に努めます。

7. 各種スポーツ団体の活動支援

スポーツの推進のためには、スポーツ関連団体が、それぞれの目的に沿って、より一層自主的・自発的な活動を展開するとともに、団体間の連携・協働によって、活動の活性化を図ることが必要です。

そのためには、亀山市体育協会などの各種スポーツ団体が、学校や地域と連携・協働し、継続的・計画的にスポーツの振興に取り組めるよう、その活動を支援し、自主的なスポーツ活動を促進します。

【具体的な取り組み】

●各種スポーツ団体の育成・支援

- ・各団体の自主自立と組織強化が図られるよう、自主的・自発的な活動を支援するとともに、必要に応じて助言を行います。
- ・関係諸団体間の連携や行政との協働にあたり、その調整を図ります。
- ・各種スポーツ団体の広報活動や情報公開について、積極的にそれを推進するよう働きかけます。
- ・各種スポーツ団体の関係者がスポーツ技術やスポーツ医・科学の知識などを積極的に習得する機会を支援します。

8. 競技スポーツの奨励

競技スポーツレベルの向上は選手個人に達成感や満足感などの精神的な充足感や喜びをもたらすだけでなく、競技スポーツに打ち込むひたむきな姿や競技者が大きな目標を達成した時の姿などは、観ている人に夢や希望、感動を与え、市民のスポーツへの関心を高め、自らもスポーツに取り組もうという意欲を生み出すことに繋がります。

競技スポーツを奨励するため、トップアスリートの育成を支援するとともに、競技者がスポーツ活動に邁進できるような環境づくりに努めます。

そして、トップアスリートとの交流や全国規模の大会を受け入れるなど、トップレベルの競技スポーツを身近に感じられるような場を創出します。

【具体的な取り組み】

●競技スポーツレベルの向上

- ・各種スポーツ団体と連携を図り、トップアスリートの育成や指導者の資質向上を支援します。
- ・東海・全国・国際大会に出場するトップアスリート等に激励金を支給するなど、その活動を支援します。
- ・優秀な成績を収めた選手や、スポーツの振興全般にわたって尽力された方などを顕彰する制度の創設を検討します。

●トップアスリートとの交流

- ・特に、子どもたちに夢を与え、将来トップアスリートを目指そうという気概を育むため、有名スポーツ選手などによる講習会など交流の場を定期的に創出するよう努めます。

●トップレベルの大会の開催促進

- ・市民が自らスポーツに取り組む意欲を高めるため、夢や希望、感動を与えてくれる、ハイレベルな大会や全国規模の大会などの開催を促進します。

第5章 計画の推進に向けて

1. 推進体制

市民・関係機関との連携・協働

スポーツは、明るく豊かで活力に満ちた社会をつくる上で欠くことのできない存在であることから、市民一人ひとりが、それぞれのライフスタイルに応じたスポーツに積極的に取り組むことが重要です。

これまでスポーツを行っていなかった市民が、身近なところでスポーツや運動に親しむきっかけづくりや、これまでスポーツを行ってきた市民が、より自主的にスポーツを行うことができるよう、行政は、地域、学校、各種スポーツ団体などと連携・協働し、スポーツに取り組みやすい環境づくりに努めます。

また、行政は、生涯スポーツ活動の充実や競技力の向上を図るため、本計画に掲げる施策を総合的・効果的に推進できるよう体制整備に努めます。

そのほか、国や県をはじめ、(財)三重県体育協会、(社)三重県レクリエーション協会、(財)ブルーシー・アンド・グリーンランド財団など、市外の関係機関とも連携を密にし、様々なスポーツ施策を推進していきます。

本市の各部署間における連携・協力

本計画に掲げた施策の多くは、学校教育、生涯学習、健康づくり、高齢者福祉、まちづくりなどをはじめとする本市の幅広い分野に関わることから、教育委員会、健康福祉部、建設部などの関係部署との密接な連携・協力を図り、具体的方策を推進していきます。

2. 計画の評価と進行管理

本計画に定めた目標や施策の評価については、亀山市スポーツ推進審議会を中心に行うこととし、そのための資料収集については、学校や関係部署等に協力を仰ぎながら、毎年度の実績を確実に蓄積するとともに、関係各部署の施策の進捗状況を把握・点検し、その評価のもとで、次年度以降の施策・事業を実施していくこととします。

そして、平成28年度(2016年度)には、市民に対する意識調査を実施するとともに、本計画に掲げた目標や施策の推進状況に対する最終的な分析や評価を行います。そして、平成29年度(2017年度)以降のスポーツ施策に反映させていくこととします。

■亀山市のスポーツ推進体制イメージ図

